

# 「株式価値算定及びアドバイザー業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

## (趣旨)

第1条 横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（平成18年3月31日制定。以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、「株式価値算定及びアドバイザー業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（平成17年4月1日制定）（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（平成17年4月1日制定）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

## (審議事項)

第2条 実施要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

### (1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の公募条件の決定
- イ プロポーザルの評価委員の決定
- ウ プロポーザルの評価方法の決定
- エ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
- オ その他必要と認める事項

### (2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 事業を委託する事業者の決定
- ウ プロポーザル評価結果の通知

## (提出要請書)

第3条 提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 企業の概要
- (2) 類似業務実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 担当者の経歴・類似業務実績等
- (5) 業務の実施手法
- (6) 業務実施スケジュール

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務内容の理解度
  - (2) 業務実施手法
  - (3) スケジュール管理
  - (4) 類似業務の実績
  - (5) 業務実施体制の妥当性
  - (6) 担当者の実績
  - (7) 業務知識
  - (8) 提案者の業務への取組意欲
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
  - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
  - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 第2条第2号アに定めるプロポーザルの評価にあたっては、株式価値算定及びアドバイザー業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項についてその業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
    - 委員長 経済局副局長
    - 副委員長 経済局総務課長
    - 委員 経済局成長戦略推進部長
    - 経済局経済企画課長
    - 経済局誘致推進課国際ビジネス支援担当課長
  - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
  - 5 評価委員の採点の合計点数の6/10が合格点で、もっとも点の高い者を受託候補者とする。
  - 6 評価委員の採点の合計点数が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
    - (1) 加重項目の合計得点が上位の者
    - (2) 類似業務の実績に関する得点が上位の者
    - (3) 評価項目に0点がない者
  - 7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向  
申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に  
説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった  
理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提  
出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に  
説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

なお、本件は平成29年度の予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。